

道路占用許可申請手続きの不備および適正化について

平成29年9月7日
北陸電力株式会社

当社は、道路上の他社電柱に設置している電線類について、本来実施すべき道路占用許可[※]の申請を実施していない箇所が約1万9千本あることを確認いたしました。

今後、各道路管理者と協議を進め、速やかに適正化を図るとともに、再発防止に努めてまいります。

当社は、道路占用許可（二次占用）の手続きに不備があった他社の事例を踏まえ、道路上の他社電柱に設置している電線類について、同様の手続き不備がないか調査した結果、対象となる約6万1千本のうち約1万9千本が未申請であることを確認しました。

未申請となった原因については、当該占用申請の必要性を十分に認識せず業務運営を行ってきたためと推定しています。

関係者の方々にご迷惑をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

なお、当社が所有する道路上の電柱（一次占用）約27万8千本については、道路占用許可の手続きが適正に行われていることを確認しております。

今後、道路管理者である各自治体と協議を進め、速やかに適正化を図るとともに、未払占用料のお支払いをしてまいります。

また、再発防止対策として、申請状況を管理する仕組みの構築、社内マニュアルの明確化、教育の徹底により適正な業務運営に努めてまいります。

以 上

別 紙：道路占用許可申請に関する調査の概要

※ 道路占用許可

道路に電柱や電線等の工作物、物件または施設を設け、継続して道路を占用する際に必要な道路管理者からの許可（道路法第32条）

道路占用許可申請に関する調査の概要

1. 調査対象

道路上の他社の電柱のうち当社設備を設置している電柱（約6万1千本）

2. 調査期間

平成29年6月～8月

3. 調査方法

- ・設備管理データの確認および現地確認

4. 調査結果

申請対象本数約6万1千本のうち約1万9千本の未申請を確認

(内 訳)

県 名	申請対象本数	未申請本数
富山県*	約2万本	約5千本
石川県	約2万6千本	約9千本
福井県	約1万5千本	約5千本

* 岐阜県の一部供給エリアを含む

5. 原因および再発防止対策

(推定原因)

- ・道路占用許可に関する申請手続きの必要性の認識不足

(再発防止対策)

- ・申請状況を管理する仕組みの構築
- ・社内マニュアルの明確化
- ・教育の徹底

<参考>道路占用の種類

一次 占用	<p>当社の電柱に当社設備（電線類）を施設</p>	<p><占用料：各自治体の占用料徴収条例> 当社柱の場合、当社が電柱の占用料を支払い。占用料には電線類(当社設備)の占用料が含まれている。</p>
二次 占用	<p>他社の電柱等に当社設備（電線類）を施設</p>	<p><占用料：各自治体の占用料徴収条例> 他社柱の場合、他社が電柱の占用料を支払い。他社柱等に電線類(当社設備)を設置する場合に当社が二次占用料を支払い。</p>